

○国土交通省令第七号

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十二号）の一部の施行に伴い、及び宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定に基づき、宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年十二月一日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する省令

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二（見出しを含む）中、「第三十五条第一項第五号の二」を、「第三十五条第一項第六号」に改め、同条第二号中、「第十六条の四の二」を、「第十六条の四の三」に改める。

第十六条の三及び第十六条の四第一項中、「第二十五条第一項第十号」を、「第三十五条第一項第十一号」に改める。

第十六条の四の二（見出しを含む）中、「第三十五条第一項第十二号」を、「第三十五条第一項第十四号」に改め、同条を第十六条の四の三とし、第十六条の四の次に次の一条を加える。

（瑕疵担保責任の履行に関する措置）

第十六条の四の二 法第三十五条第一項第十三号の国土交通省令で定める措置は、次の各号の一に掲げるものとする。

一 当該宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任の履行に関する保証保険契約又は責任保険契約の締結

二 当該宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任の履行に関する保証保険又は責任保険を付保することを委託する契約の締結

三 当該宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任の履行に関する債務について銀行等が連帯して保証することを委託する契約の締結

附 則

この省令は、平成十八年十二月二十日から施行する。